

## 給与のデジタル払い解禁の現状

執筆者 KDDI 総合研究所 フューチャーデザイン 1 部門 アナリスト 新倉 純樹

### ▼記事のポイント

#### <サマリー>

本稿は、給与のデジタル払い解禁の議論について、過去の経緯及び現在の論点を整理し、紹介することを目的としている。

まず、給与のデジタル払いについて、2017 年当初は外国人労働者向けという側面が強い施策となっていた。しかし、時を経るにつれ、広く国内雇用者の利用を想定した議論になっていく。この流れは、同時期の政府のキャッシュレス決済普及施策の主な対象者が、訪日外国人から、国内ユーザーへと移っていく時期と重なっている。

国内で、給与のデジタル払いが解禁されると、銀行口座などを經由せずにデジタル通貨による給与の支払いが可能となり、利用者の利便性が向上することや、取引データの活用が進むことが期待されている。しかし、実際には、政府が公表している 2019 年および 2020 年の「成長戦略フォローアップ」において、各年度中のできるだけ早期の制度化を図るとしているが、2021 年現在もまだ具体的な日程は明らかになっていない。

そもそも、なぜ現在はデジタル通貨での給与支払いができないのであろうか。それは、現在の労働基準法では、給与は現金で直接支払われることと定められているためである。多くの人が利用していると考えられる、給与の銀行口座への振り込みについても、実際には例外としての扱いとなっている。銀行口座への振り込みが可能である理由は、銀行業で資金保護が定められていることに加え、換金性が高いことが挙げられる。よって、まずはデジタル通貨を扱う資金移動業者が、この点について銀行業者と同じ水準にすることが必要となる。また、資金移動業者特有ともいえる課題も存在する。それは、不正引き出し等への対応、口座への滞留防止、監督指導體制の明確化、個人情報の保護、振込先の本人同意といった課題である。これらの課題について、現在も厚生労働省を中心に議論が進んでいる。

そして、仮に給与のデジタル払いが解禁された場合、どれほどの利用意向があるのか、弊所で実施した家計調査のデータを用いて紹介する。集計の結果、現状では約 4 割の人が利用したいと考えている。前述の課題を解消し、利用者が安心して利用できる環境の整備が望まれる。

#### <キーワード>

給与のデジタル払い キャッシュレス決済

#### <地域>

日本

## 1 はじめに

近年、日本では厚生労働省を中心に、給与のデジタル払いに関する議論が行われている。給与のデジタル払いが解禁されると、銀行口座などを經由せずにデジタル通貨による給与の支払いが可能となる。例えば、QRコード決済サービスを利用している場合、現在は銀行口座に振り込まれた給与を、自分でQRコード決済サービスの口座に資金移動させる必要がある。これが、給与のデジタル払いが可能となれば、給与を直接、普段利用しているQRコード決済サービスの口座に振り込むことが可能となる。雇用者にとっては、給与受け取りの選択肢が増えることや、前述のような資金移動の手間が省けるといった便益を得ることができる。加えて、デジタル取引となることで、データの利活用がさらに進み、QRコード決済サービスなどを運用している資金移動業者だけでなく、社会全体の経済厚生が高まることも見込まれる。また、日本の銀行口座開設が難しかった外国人にとっても、銀行口座開設が不要となるため、給与が受け取りやすくなるというメリットも挙げられる。

給与のデジタル払い解禁は、以上のようなメリットが考えられるものの、2019年および2020年の「成長戦略フォローアップ」では、各年度中のできるだけ早期の制度化を図るとしているが、本稿を執筆している2021年10月時点においても、具体的な解禁日は明らかになっていない。前述のような利点があることに加え、政府はキャッシュレス決済の普及を促しており、政策目標とも合致するはずであるが、なぜ具体的なスケジュールが不明なままになっているのであろうか。このような問題関心から本稿では、給与のデジタル払いに関して、どのような議論が行われているか整理し、現状を確認することを目的とする。

本稿では、まず政府のキャッシュレス決済普及施策に関する議論を整理しておく。政府のキャッシュレス決済普及施策は、従来、訪日外国人向けの施策という色合いが濃かったが、時を経るとともに、国内の利用比率などが課題として挙がってくるようになる。給与のデジタル払いについても、当初は外国人労働者向けという印象が強い施策だったが、こちらも時を経るにつれ、広く国内雇用者の利用を想定した議論に移行していく。このような議論の変遷を辿ったのちに、現状の給与のデジタル払いの議論をまとめる。そもそも、なぜ現在はデジタル通貨での支払いができないのか、給与支払いの制度について概観し、課題を明らかにしていく。そして最後に、仮に給与のデジタル払いが解禁された場合、どれほどの利用意向があるのか、弊所で実施した家計調査のデータを用いて紹介する。

## 2 給与のデジタル払い解禁施策の経緯

本節では、キャッシュレス決済普及施策と給与のデジタル払い解禁について、これまでの経緯を確認していく。政府は、キャッシュレス決済の普及を経済成長戦略の1つとして考えているが、その内容は時期によって異なっていた。大筋では訪日外国人の利便性促進から、国内消費者の利用率増加を意識した目的に変化していく。そのような目的の変化と同様に、給与のデジタル払いの議論の内容も変化する。以上のような経緯について、具体的に確認する。

## 2-1 キャッシュレス決済の経緯

まずキャッシュレス決済が具体的に取り上げられるようになったのは、政府が公表している『日本再興戦略』改訂 2014<sup>1</sup>にて、「キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性の向上を図る」ことが掲げられるようになってからである。この時点では、施策の主な対象者は、訪日外国人が念頭にあり、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、キャッシュレス決済の普及を目指すという性格が強く打ち出されている。また、キャッシュレス決済という言葉についても、主にクレジットカードを指していることが特徴である。その後の「日本再興戦略2016」では、主に訪日外国人の利便性という観点に加え、「キャッシュレス化等によるビッグデータの利活用を通じて多様化する国内消費者や訪日外国人等のニーズを的確に捉える」という目標が追加される。こちらの目標には、「国内消費者」という文言が出てくるが、依然としてキャッシュレス決済の普及は訪日外国人を強く意識したものとなっている。

そして政府が公表した「未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—」以降、キャッシュレス決済普及施策の目標は、より国内消費者を意識したものへと変化していく。「未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—」では、目指すべき社会像として「利用者の安全・安心が確保される中で、ブロックチェーンなどの先進技術を活用する FinTech 企業や金融機関等が、オープン API 等を通じて連携・協働しつつ、利用者のために次々と競争的にサービスを提供。キャッシュレス決済が広く浸透」していることであると述べられている。そして同時に、課題として「海外諸国と比較して、キャッシュレス化が十分に進展していない」ことも挙げられており<sup>1</sup>、2027年6月までにキャッシュレス決済比率を2017年の水準から倍となる4割程度とすることを目標として掲げている。ここで指摘されているキャッシュレス決済比率の引き上げは、国内消費者の割合が高いことや、訪日外国人が多く訪れるオリンピック・パラリンピック東京大会に向けてキャッシュレス決済の普及を目指すといった文言が明示されなくなることを鑑みると、2017年に入り訪日外国人に加えて、国内ユーザーの利用率を高めていくことが、主な目標として意識されるようになったといえる。

さらに経済産業省（2018）「キャッシュレス・ビジョン」では、「実店舗等の無人化省力化、不透明な現金資産の見える化、流動性向上と、不透明な現金流通の抑止による税収向上」や「支払データの利活用による消費の利便性向上や消費の活性化」といった目的が掲げられるようになる。2017年以降、主な目標の対象が、国内消費者へシフトしてきた結果だといえる。加えて、キャッシュレス決済が、クレジットカードだけでなく、ICカードやQRコード決済といったサービスも含まれるようになるという変化が見受けられる。

そして、2019年の政府が公表した「成長戦略実行計画」では、クレジットカード

<sup>1</sup> 例えば、一般社団法人キャッシュレス推進協議会（2021）「キャッシュレス・ロードマップ2021」の世界主要国におけるキャッシュレス決済状況において、日本は主要11か国中キャッシュレス決済利用比率10位（24.2%）となっている。1位は韓国で94.7%、2位中国77.3%、3位カナダ62.0%と続いている。ちなみに、9位はフランスだが、44.8%と日本よりも20ポイント程度高い水準である。

に加え、「①プリペイド（前払い）・ポストペイ（後払い）を組み合わせたシームレスな支払いや、②銀行業と現行の資金移動業の間に新たな類型を設け、銀行送金以外でも幅広い金額の送金を可能とし、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じた、柔軟で利便性の高いキャッシュレスペイメント手段を実現」といった目標が掲げられるようになる。この「成長戦略実行計画」では、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築にも触れられており、自治体ポイントをキャッシュレスで購入することや、民間の各種ポイントとの交換について検討するとしている。

以上のように、当初、キャッシュレス決済の推進は、訪日外国人の利便性向上が主な目的だったといえる。しかし、時を経るにつれ、訪日外国人に限らず国内消費者の利用率に着目するようになり、データ活用や労働力の省力化といった目的も加わるようになる。また、サービスについてもクレジットカードだけでなく、ICカードやQRコード決済といったサービスの普及についても、触れられるようになっていく。

## 2-2 給与デジタル払いの経緯

次に、給与のデジタル払いについて紹介する。現在確認できる最も古い検討資料は、2017年のものである。内閣府国家戦略特区の議論において、厚生労働省、東京都、株式会社WORK JAPANが、「ペイロール・カードについて」という提案を行っている<sup>2</sup>。ペイロール・カードとは、米国などで利用されている、労働者に賃金を支払う目的で提供されるプリペイドカードであり、給与をペイロール・カードに直接入金することができる。そして、ペイロール・カードがあれば、カードから直接、現金を引き出すことや決済をすることが可能になり、ここでの提案でもそのような利用方法が想定されている。ただし、ここでの提案は、日本国内で銀行口座を作成することが難しい外国人労働者の利用を想定したものであることに着目したい。給与のデジタル払いについても、キャッシュレス決済普及施策と同様に、当初の主な利用者は外国人を想定した施策となっていたといえる。

その後、首相官邸が公表している2019年「成長戦略フォローアップ」の国家戦略特区の1つとして、「デジタルマネーによる賃金支払（資金移動業者への支払）の解禁の早期実現」がでてくる。ここでは、外国人労働者を想定するような文言はすでに見られなくなっている。「キャッシュレス社会の実現に向けた要請」という文言があるが、このころのキャッシュレス決済普及施策の目的が、国内消費者を主に想定していたことから、国内の利用率を引き上げる施策としても考えられていると解釈することができる。また、前述の「ペイロール・カード」という単語も文中に出てこず、ペイロール・カードを介するか否かも明記されていない。そして、この資料では、2019年度の早期に制度化を図るとも述べられている。しかし、実際には2019年度中には実現しなかった。同じく首相官邸が公表している2020年の「成長戦略フォローアップ」にても、労使団体と協議の上、2020年度のできるだけ早期の制度化を

<sup>2</sup> 内閣府国家戦略特区平成30年度関係省庁等からのヒアリングURL：  
[https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc\\_wg/h30/hearing\\_s.html](https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc_wg/h30/hearing_s.html)（2021年9月26日アクセス）

図るとされているが、2020年度もまた、制度化は実現せず、2021年現在もまだ具体的な日程は不明のままである。

以上のように、給与のデジタル払いについても、雇用者という観点からではあるが、外国人を呼び込むことを当初の目的としていた。そしてのちに、国内を主とした雇用者に、目標がシフトしている。これは、キャッシュレス決済普及施策の目標に国内のキャッシュレス決済利用率向上が掲げられていることもあり、キャッシュレス決済普及施策の目標の変化による影響を受けた結果であるとも解釈できる。ただし、このような目標の変化によって、雇用者や国内経済に与える影響が大きくなり、懸念点も多く示されるようになってきている。次節では、給与のデジタル払いについての論点を整理し、解禁に向けた課題を明らかにする。

### 3 給与のデジタル払いに向けての論点

給与のデジタル払いの議論は、最も早い段階で2019年度中に制度化することが謳われているが、本稿執筆時点2021年10月時点では実現していない。そこで本節では、給与のデジタル払いのためにはどのような制度が必要となるか確認していきたい。

まず、賃金の支払いに関するルールである。現在、給与の支払いは労働基準法二十四条「賃金の支払」において「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」と定められている。ここで、「通貨で、直接」とあるように、賃金は現金で直接支払われることが想定されている。一方、現状多くの賃金支払いは、銀行振り込みが利用されているのではないだろうか。これは、労働基準法施行規則第七条の二に「使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる」とあり、その方法として「当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振り込み」とあることに依っている。つまり、給与は現金で支払うことを原則とし、例外として銀行口座への振り込みが認められている、ということになる。

では、なぜ銀行口座への振り込みが認められているかという点、資産保全と換金性が明確であることが理由となっている。資産保全とは、例えば振込先の銀行が破綻した場合でも、預金者の資産が保護される仕組みが整っていることである。具体的には、預金保険制度があり、金融機関が破綻した場合、決済用預金は全額、一般預金等は元本1000万円まで、それに加え破綻日までの利息等が保護されることとなっている。また通常、金曜日に破綻したとすると、翌月曜日には払い戻しが行われることになっている。これが資産保全の仕組みである。次に換金性とは、預金口座に振り込まれた賃金を、現金化することの容易さである。銀行口座に入金されたお金は、現金として引き出すことに不自由がないため、銀行口座はこの点も問題がないといえるだろう。

上記のような観点から、給与のデジタル払いに向けた課題としては、まず銀行口座と同様に、資金移動業者の口座が賃金の振込先の例外として認められる必要があることとなる。現状では、銀行法や資金決済法に定められている銀行業と、QRコード決済サービスなどを運用している資金移動業では、業務の範囲や資金保全のルールなどが異なっているため、資金移動業者が破綻した場合の資金保全の仕組みと、

資金移動業者の口座に振り込まれた賃金の換金性が銀行業と同様になることが課題となる。

また、資金移動業のサービスの特性上生じる課題も存在している。具体的な例として、日本労働組合総連合会（以下、連合）が、厚生労働省労働政策審議会における2021年の第12回投資等ワーキング・グループで提出した「資金移動業者の口座への賃金支払いに対する懸念点」がある。連合は、賃金のデジタル払いについて、雇用者側からの懸念点として、「資金保全」「不正引き出し等への対応」「口座への滞留防止」「監督指導體制」「個人情報の保護」「本人同意」の、大きく6点を挙げている。

ここでは、特に資金移動業独自の課題として、「口座への滞留防止」と「個人情報の保護」について検討したい。まず、「口座への滞留防止」は、資金移動業者は銀行と異なり、そもそも長期間資金を口座に入れておくことを想定していないことに起因している。これはもともと、前述の資金保全のために、利用者保護の観点から設けたルールであった。問題が生じて、口座に資金がなければ影響が最小限になるからである。だが、賃金を定期的に入金することによって、口座に資金が滞留することが予測される。ただし、この点については、資産保全のルールを銀行業に近づけることで、自然に解消するように思われる。しかし、連合の資料では言及されていないが、雇用者に限らず社会全体への影響を考慮すると、問題はもう1点ある。それは、銀行の口座と異なり、資金移動業の口座の資金は、貸出に利用されないことである。銀行預金は、企業などの経済活動のための貸出原資となっている。しかし、資金移動業者の口座に滞留した資金は、現状、貸出などの他の経済活動に利用されることが想定されていない。長期的に、社会の資金需要が高まったときに、どのような影響を与えるか未知数であるといえる。

次に「個人情報の保護」は、資金移動業者は決済利用の情報量が多いことからの懸念である。仮に資金移動業者の口座に給与を全額振り込んだ場合、収入と支出の両方の情報が、資金移動業者に集まることになる。銀行口座以上に情報が集まることから、個人情報について銀行と同じ監督手法でよいか懸念を示している。この点は、データの利活用によって、より効率的な経済活動を促す可能性もあることも考慮しつつ、バランスの取れた議論が必要だと考えられる。

以上のように、給与のデジタル払い解禁のためには、複数の課題を解決する必要があり、現在も厚生労働省を中心に議論が継続して行われている。

【図表1】給与のデジタル払いに関する年表

| 年    | 出典                                     | 概要   | 主な想定対象者        | その他                               |
|------|--|--|----------------|-----------------------------------|
| 2014 | 首相官邸「『日本再興戦略』改訂2014」                   | 主に訪日外国人向けに、2020年のオリンピック・パラリンピックに向けたキャッシュレス決済の利便性向上を掲げる。  | 訪日外国人          | クレジットカードの利用を想定                    |
| 2016 | 首相官邸「日本再興戦略 2016」                      | 訪日外国人の利便性向上に加え、キャッシュレス決済利用によるビッグデータの活用が目的に加わる。   | 訪日外国人          |                                   |
| 2017 | 内閣府 国家戦略特区                             | 国家戦略特区のヒアリングにおいて、厚生労働省、東京都、株式会社 WORK JAPAN が、ペイロール・カードを提案。主に銀行口座を開設することが難しい外国人労働者が利用することを想定している。 | 外国人労働者         | ペイロール・カードの利用を想定                   |
|      | 首相官邸「未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—」 | キャッシュレス決済利用が社会に浸透することを目標として挙げている。2027年までにキャッシュレス決済比率を4割程度にすることを目標とする。                            | 訪日外国人および国内ユーザー |                                   |
| 2018 | 経済産業省「キャッシュレス・ビジョン」                    | 支払いデータの利活用、実店舗の無人化省力化なども目的に追加。国内ユーザーの利用率が伸びないことを分析しており、関心が国内ユーザーに移行している。                         | 国内ユーザーおよび訪日外国人 | クレジットカードに加え、ICカード、QRコード決済などの記述が追加 |
| 2019 | 内閣官房「成長戦略実行計画」                         | 銀行業と現行の資金移動業の間に新たな類型を設けることや、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築について言及。                             | 国内ユーザー         |                                   |
|      | 首相官邸「成長戦略フォローアップ」(2019)                | デジタルマネーによる賃金支払いの2019年度内解禁が掲げられる。   | 国内雇用者          |                                   |
| 2020 | 首相官邸「成長戦略フォローアップ」(2020)                | デジタルマネーによる賃金支払いの2020年度内解禁が掲げられる。   | 国内雇用者          |                                   |
| 2021 | 厚生労働省 労働政策審議会                          | 労働政策審議会を中心に継続的に議論  | 国内雇用者          |                                   |

(出典) 筆者作成

## 4 給与のデジタル払い利用意向

以上が、給与のデジタル払いに関する議論の概要であった。では、仮に懸念点が解消され、給与のデジタル払いが解禁された場合、どれほどの需要があるのだろうか。本節では、給与のデジタル払いの利用意向について、確認していきたい。給与のデジタル払いの利用意向については、弊所が各家計の支出状況について定期的に観測するインターネット調査(以降この調査を「KR家計調査」とする)を利用する。2020年度に実施したKR家計調査では、給与のデジタル払い後の利用意向について尋ねる項目を用意した。2020年11月24日から11月27日にかけて実施し、全国から10,300サンプル回収している(【図表2】)。回収に際しては、世帯構成を単身男性、単

身女性、子どもなし夫婦、子どもあり夫婦にわけ、それぞれを各年代別に20カテゴリーに分類し、各カテゴリーが515サンプルになるように回収している。

【図表2】 調査概要

| 概要   |   |
|------|---|
| 調査時期 | 2020年11月24日～2020年11月27日   |
| 調査目的 | 家計動向の把握   |
| 調査方法 | インターネット調査   |
| 調査対象 | マクロミルデータベースに登録している20歳から79歳までの男女   |
| 地域   | 全国  |
| 回答数  | 10,300  |
| 割付   | 「単身男性」「単身女性」「子どもなし夫婦」「子どもあり夫婦」それぞれを各年代別にわけ20カテゴリーに分類。各カテゴリーが515サンプルになるよう割付。 |

回答者のプロフィールは【図表3】の通りである。

【図表3】 回答者プロフィール

| 性別    | N     | %    | 地域   | N     | %    |
|-------|-------|------|------|-------|------|
| 男性    | 5182  | 50.3 | 北海道  | 490   | 4.8  |
| 女性    | 5118  | 49.7 | 東北地方 | 495   | 4.8  |
| 全体    | 10300 | 100  | 関東地方 | 4323  | 42.0 |
| 年代    | N     | %    | 中部地方 | 1479  | 14.4 |
| 20歳代  | 2060  | 20.0 | 近畿地方 | 1939  | 18.8 |
| 30歳代  | 2060  | 20.0 | 中国地方 | 498   | 4.8  |
| 40歳代  | 2060  | 20.0 | 四国地方 | 240   | 2.3  |
| 50歳代  | 2060  | 20.0 | 九州地方 | 836   | 8.1  |
| 60歳以上 | 2060  | 20.0 | 全体   | 10300 | 100  |
| 全体    | 10300 | 100  |      |       |      |

このKR家計調査で、給与のデジタル払いについて説明し、複数回答可で「現在ペイロールの解禁の動きがあります。あなたはどのキャッシュレス決済に給与の一部を入金したいですか」<sup>3</sup>と尋ねている。具体的な選択肢は【図表4】に示す。

<sup>3</sup> 回答者には、設問の前に「ペイロール解禁」について説明している。本稿では「給与のデジタル払い解禁」という表現を主に使用してきたが、該当の説明文において、必ずしもペイロール・カードの利用を想定していないことから同義であるとみなせる。説明文の全文は以下のとおりである。「『ペイロール』とは・・・現在の法律では、給与の支払いは「現金の（直接）支払い」または「銀行等の口座への振り込み」に限定されています。今後の制度改正で、銀行以外（資金移動業者）が行う送金サービスを使って給与の支払いができるようになると、たとえば、給与をプリペイドカード等に直接入金してもらうことができるようになります。また、給与の一部必要な金額のみ電子マネー口座に入金や、短期アルバイトの場合即日入金なども可能となります」。

【図表4】 選択肢

|    |   |
|----|---|
|    | <p>現在ペイロールの解禁の動きがあります。あなたはどのキャッシュレス決済に給与の一部を入金したいですか。</p> <p>複数回答</p>       |
| 1  | プリペイドカード／au PAY プリペイドカード（旧：au WALLET プリペイドカード）（au のプリペイドカード）                |
| 2  | プリペイドカード／ソフトバンクカード（ソフトバンクのプリペイドカード）   |
| 3  | プリペイドカード／上記以外のプリペイドカード  |
| 4  | モバイル決済／PayPay（ソフトバンクの QR コード決済）   |
| 5  | モバイル決済／楽天 Pay（楽天の QR コード決済）   |
| 6  | モバイル決済／d 払い（docomo の QR コード決済）  |
| 7  | モバイル決済／au PAY（au の QR コード決済）  |
| 8  | モバイル決済／LINE Pay（LINE の QR コード決済）  |
| 9  | モバイル決済／メルペイ（メルカリの QR コード決済/iD 決済）   |
| 10 | モバイル決済／FamiPay（ファミリーマートの QR コード決済）  |
| 11 | モバイル決済／上記以外の QR コード決済（pring など）   |
| 12 | モバイル決済／Apple Pay（iPhone 等で利用できるスマートフォン決済）                                   |
| 13 | モバイル決済／Google Pay（Android で利用できるスマートフォン決済）                                  |
| 14 | モバイル決済／キャリア決済（ドコモ払い、au かんたん決済、ソフトバンクまとめて支払いなど）                              |
| 15 | 電子マネー／交通系電子マネー（Suica、Pasmo、ICOCA、PiTaPa、Kitaca、TOICA、manaca、minoca、はやかけんなど） |
| 16 | 電子マネー／商業系電子マネー（nanaco、WAON、楽天 Edy など）                                       |
| 17 | 電子マネー／ポストペイ式電子マネー（iD、QuickPay など）   |
| 18 | 利用したいと思うが、上記に入金したいサービスはない   |
| 19 | 利用したいと思わない  |

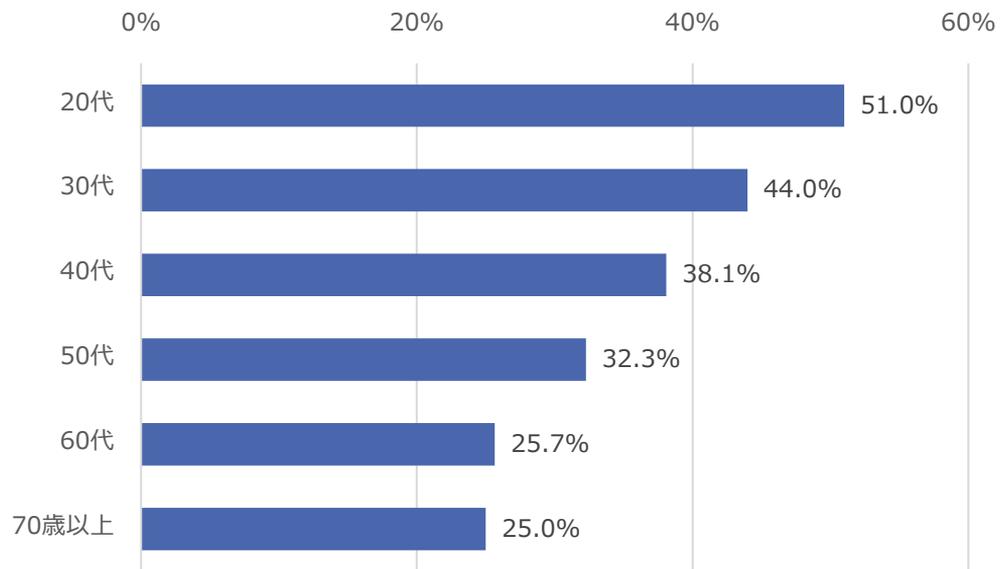
この選択肢のうち、選択肢番号1から18を1つでも選択した人を集計した結果が【図表5】である。

【図表5】 給与のデジタル払い利用意向者



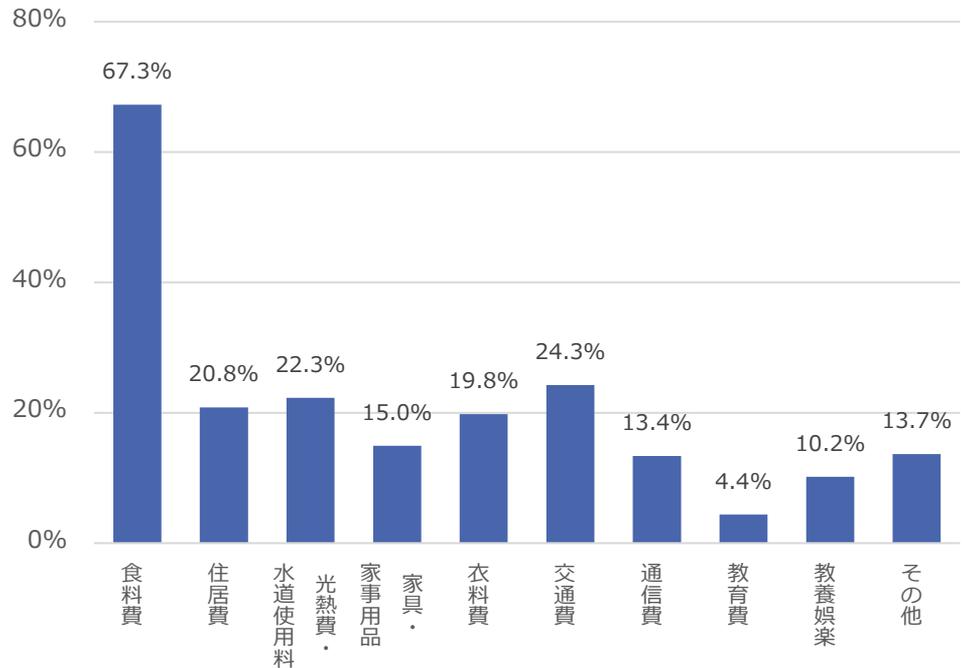
全体のうち利用意向があったとした回答者は、約4割を占めていた。ただし、利用意向のある回答者が、給与の全額を入金したいと考えているとは限らないことに留意が必要である。次に、利用意向者の年代別集計をみておく。

【図表6】 利用意向者の年代別集計



利用意向者を年代別にみると、20代が51.0%でもっとも多く、年代が上がるにつれ減少していく。20代では半数以上、30代では4割以上を占めており、比較的若年層の利用意向が高くなっている。最後に、利用意向者は、どの費目に利用したいと考えているか確認する。

【図表7】 利用意向のある費目



ここでは、「前問でお答えの電子マネー口座は、どの支払いのために給与を入れたいと考えましたか」と複数回答可で尋ねている。もっとも利用したいと考えている費目は、食費が67.3%でもっとも多く、次点の交通費が24.3%のため、食費と43ポイント差がついている。多くの人が、食料費で主に利用していることを想定していることがわかる。

以上のように、若年層を中心に、約4割の人が、給与のデジタル払いが解禁された場合、利用したいと考えていることがわかった。日本国内で銀行口座を作成することが難しい外国人労働者なども合わせると、一定のニーズがあるといえるだろう。

## 5 おわりに

本稿では、給与のデジタル払い解禁について、施策の変遷や課題、解禁された場合の利用意向を概観してきた。もともと外国人労働者を想定した給与のデジタル払いは、時を経るにつれ国内雇用者全体を想定した施策となっていった。実際、解禁のための課題は残されているものの、「KR家計調査」のデータでは約4割の人が、解禁された場合、利用したいと考えていた。また、銀行口座が作成できないため、働き口を探しにくいという外国人労働者がいることも事実である。給与のデジタル払いは、社会課題の解決にもつながる可能性が高い。加えて、データの利活用も進めば、社会全体の経済厚生が高まる可能性も考えられる。前述の課題を解消し、利用者が安心して利用できる環境の早期整備が望まれる。

【執筆者プロフィール】

氏名： 新倉 純樹

所属： 株式会社KDDI総合研究所 フューチャーデザイン1部門

経歴： 同志社大学大学院総合政策科学研究科博士課程（後期課程）修了。博士（政策科学）。大学院では、投票率が政府の財政支出に与える影響について研究。その後、民間の研究所で研究員として、政治意識調査のプロジェクトに従事。大学非常勤講師等を経て、2020年10月より現職。